



第5次浦添市地域福祉活動計画策定 ～浦添市地域福祉講演会～

とき 平成26年11月22日(土) 開演14:30(受付14:00)
ところ 浦添市社会福祉センター 大研修室

地域福祉の推進は、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざし、地域福祉課題の解決に向けた支え合い活動を、住民一人ひとり・隣近所や地域に関わる団体・行政などが共に参画し、実施していくことが重要です。

本講演会では、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざす計画と、共に計画を実践していくには何が必要かを考えることを目的に開催します。

市民のみなさん、お気軽にお越しください。



テーマ「**地域福祉活動計画と共に参画する支え合いの仕組みづくり**」

講師：原田正樹 教授
(日本福祉大学 社会福祉学部)

★★★★★ 講師プロフィール ★★★★★

日本福祉大学学長補佐。地域福祉、福祉教育を専攻。全国各地の地域福祉実践・地域福祉計画の策定に携わる。浦添市においては、第2次浦添市地域福祉計画(てだこ・結プラン)および第3次浦添市地域福祉活動計画(てだこ・ハートフルプラン)策定や福祉教育推進事業などに関わる。

お問い合わせ 浦添市社会福祉協議会 電話 098-877-8226 FAX 098-875-1613

浦添市母子生活支援施設 浦和寮 地域の子育て支援として



浦添市子育て短期支援事業



ショートステイ

児童を養育している家庭の保護者の疾病などの理由により家庭での養育が一時的に困難になった場合にお子さんをお預かりする事業です。
対象者／市内に在住する2歳～12歳までの児童

利用期間 7日以内

利用料金について 課税額に応じて利用料が発生します

課税区分	1日・1人あたりの料金
生活保護世帯	無料
非課税世帯	1,100円
その他世帯	2,800円

※利用期間中に学校や保育所送迎を利用する場合、送迎料は1キロ50円

緊急一時保護

経済的な理由などにより緊急一時的に母子を保護することが必要となった場合の事業です。
対象者／市内に在住する18歳以下の児童を養育する母と子

母子生活支援施設とは？

児童福祉法(第38条)に定められた施設で、配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子とその児童を入所させ、安定して生活することができる環境を整え、地域社会への自立を目的とした施設です。

お問い合わせ 浦添市母子生活支援施設浦和寮 (〒901-2127 浦添市屋富祖1-5-14)
利用希望の方は・・・ ☎098-877-8051

浦添市社会福祉協議会 社協会員・会費のご理解とご協力について

浦添市社会福祉協議会では、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向け、関係機関等と連携しながら地域福祉活動に取り組んでいます。

社協会員・会費はそのような福祉事業の大きな財源として活かされています。

戸別会員(各世帯)	年額	500円
特別会員	年額	10,000円
団体会員	年額	5,000円
賛助会員(個人)	年額	1,000円

お問い合わせ

社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会
〒901-2103 浦添市仲間1-10-7
☎098-877-8226 FAX 098-875-1613